

07 財務省(特区第12次 検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
0700010	酒税法の、製造・販売許可の規制及び要件の緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(果実酒は6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。	酒税法第7条第2項酒類一年間の製造見込数量	実施内容 事業による梨の販路拡大と、消費量増を図り、新たな農家の生産への参入及びそれに伴う遊休農地の解消を図る。 町内にある酒造会社の工場跡地を利用して、町の特産品である梨でワイン醸造を行い、町の新たな特産物とし、果生産者の生産意欲の向上と、農地の保全を図る。 町内店舗での販売のほか、町のイベントや農産物直売所等で販売の他、通信販売も取り入れ、明和の梨を県内外へのPRし、地域の活性化につなげる。 提案理由 別紙様式のとおり	C		酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 なお、果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、税制改正の問題として検討していきたい。		1019010	明和町	群馬県	財務省
0700010	果実酒等の製造免許に係る要件緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(果実酒は6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。	地域内で生産されるブドウなどを使用し果実酒の製造ができれば、地域振興に役立つものと考えられ、酒税法第7条第2項により最低製造数量(6キロリットル)が決められており、免許の取得が困難である。このため、この最低製造数量の要件緩和を求める。	原材料の葡萄は規格外品使用によるコストダウンと観光客自ら製造参加によるオンリーワンのオリジナルワインに対して「採算性」の問題は無く、特区内の保管施設にて管理し特区内の宿泊施設、飲食店等にてグラスワインとして提供し、税を宿泊及び飲食料金等に含めて地域通貨による前払式証票の導入により「特区以外での流通」と「税の滞納」を予防出来る。「公益通報者保護法」に基づく「密造報告用の「目安箱」の設置によって監視強化が可能となり「密造の横行、も予防できる。廃棄予定の葡萄資源を有効利用する事により、農家の生産意欲向上と高付加価値品製造によって「税の増収」にも貢献できる。 提案理由: 鞆町では、人口が減少し2005年3月末現在では5,407人になっている。高齢化率も高く、更に、75歳以上の割合は、18.7%となっており、間もなく住民の5人に1人が75歳以上の高齢者になると予想される。原因は、農業漁業、鉄鋼業、観光産業の衰退により若者の雇用が維持出来ず、又通勤に不便な道路事情により過疎化と少子高齢化が加速した。このままでは近い将来、集落の崩壊が危惧される。そこで、地域資源と地域特性を活かした酒造りにより地域が再活性化し「若者の定住促進」が可能となり、合わせて長期滞在観光客やリピーターによってグリーンツーリズム促進による地域再生と環境保全、改善により持続可能な社会の構築にも資すると考えられる。 代替措置: 第9次、第10次、第11次特区提案で「特区以外での流通」「税の滞納」「密造の横行」の予防方法を具体的に提案しておりますが、その予防方法で「特区として対応が不可能である。具体的な理由を御提示下さい。ワインが清酒と同じ分類であること自体、理解困難であり、原料、製造方法も異なり、国産ワインの出荷量は酒類全体の1%と市場規模も小規模。国産ワインメーカーの97%は年間出荷量1300キロリットル以下の中小企業である。日本では現在、ワイン1リットル当たり酒税は70円強で、フランスでは4-59円、米国では30-81-45-21円、ドイツやイタリアではワインは無税である。規制は国民福祉向上の達成手段であり、特区は地域の特性に応じた規制を認める事と理解しております。	C		酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 なお、果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、税制改正の問題として検討していきたい。	酒の浦り・サンライズプラン	1023030	個人	広島県	財務省
0700010	特産品しょうちゅう製造に伴う酒税法の緩和	酒税法第7条第2項、第10条第11号	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(単式蒸留しょうちゅうは10キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。 酒類の製造免許の申請があった場合において、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため酒類の製造免許を与えることが適当でないとして認められる場合には、税務署長は、酒類の製造免許を与えないことができる。	特産品しょうちゅう製造許可について、一定の要件を満たしている場合、特産品しょうちゅうの最低製造数量の撤廃、自給調整要件の撤廃による特産品しょうちゅうの製造を可能とする。	平成18年5月に特産品しょうちゅう製造ができるようになったが、しかし、最低製造数量が1年間に10キロリットル以上であることで大規模な法人でなければ取組めないし、又、需給統制要件によって、事実上、鹿児島県内では取組めない状況にある。鹿児島県の農村では、昔から農家でしょうちゅう作りをし、各農家で個人的なしょうちゅうづくりが行われていた。 本町においても同様であり、本町の山間地域では、交通の不便さもあり、昔は、各農家でとれた材料を利用した焼酎づくりが行われ、客人をもてなす良き食文化があった。そこで、その良き食文化を復活させ、耕作放棄地の解消と、限界集落化しつつある地域に活力を見出すため、自治会単位、集落単位で特産品しょうちゅうを製造する場合に限り、最低製造数量と需給調整要件の緩和する措置をお願いします。	C		酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 なお、果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、税制改正の問題として検討していきたい。		1047010	錦江町	鹿児島県	財務省

07 財務省(特区第12次 検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
0700010	特定農業者に対し認定している酒類製造事業における対象酒類の緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(リキュールは6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。	農家民宿を併せ営む特定農業者に対し認定している酒類製造について、その酒類の限定を緩和し、地元の特産物である青梅を使用した混和酒(梅酒)の製造が可能となるよう、酒税法第7条に関連する酒類の製造免許の更なる緩和を求める。	現行の濁酒に係る製造免許の特例については、酒税の保全や税務執行のコストにより、対象となる酒類を保存や流通に難のある濁酒とし、グリーンツーリズムの推進と地域の活性化の観点から、対象を農家民宿を併せ営む特定農業者に限定している。 小田原市における梅栽培の歴史は古く、およそ400年前の戦国時代にまで遡ることができ、現在でも市内の吾我地区を中心に115ha・773戸(平成16～平成17年神奈川県農林水産統計年報による)が栽培・収穫される主要農産物であり、青梅を使った混和酒(梅酒)については、多くの生産者が自家消費用として作り、嗜んでいる。 そこで、市内における農家民宿を併せ営む特定農業者が施設利用者に対して、製造した混和酒(梅酒)を提供できれば、新たなPR効果となり、他地域との差別化による新たな施設利用者の開拓も見込める。 また、新規の都市住民との交流はグリーンツーリズムの推進や地域の活性化とも合致することから、特定農業者に対し認定している酒類製造事業における対象酒類の更なる緩和を提案する。	C		酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 なお、果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、税制改正の問題として検討していきたい。		10530	小田原市	神奈川県	財務省
0700010	梅酒の製造免許に係る要件緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(リキュールは6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。	吉野川市美郷地区において、梅生産農家が自らの地域で生産した梅により梅酒製造許可を取得するため酒税法第7条第2項の酒類製造免許取得要件製造数量の緩和を要望する。	吉野川市美郷地区の梅は、徳島県内では第2位の農業産出額となっているが、近年農業従事者の高齢化による労働力不足、青梅の価格低迷により管理不良園が増加し、収穫量が減少している。梅生産農家が共同で梅干の生産販売に取り組んではいるものの、青梅の購買価格を上げる付加価値の高い新たな特産品が地域経済活性化には必要となっている。 梅酒に関して、梅酒は、梅そのものの有効成分を効率よく生かしたもので、梅と同様の効用がある。最近「健康に気を使う」お酒があまり飲めない、女性をも巻き込んで梅酒ブームとなっている。梅は、それぞれの木により梅の酸味など違うために、木ごとに味が違う梅酒となり、小規模ではあるが梅の特徴を活かした梅酒の製造ができる。また、長期熟成させた梅酒は、芳醇な味わいでカラダにいいものができる。 梅酒事業による梅の販路拡大と、消費量増を図り、新たな農家の生産への参入及びそれに伴う管理不良園の解消を図る。 美郷の特産品である梅で梅酒醸造を行い、美郷地区の新たな特産物とし、梅生産者の生産意欲の向上と、農園の保全を図る。 美郷地区内店舗での販売のほか、イベントや農産物直売所等で販売の他、通信販売も取り入れ、美郷の梅を県内外へのPRし、地域の活性化につなげる。	C		酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 なお、果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、税制改正の問題として検討していきたい。		10610	吉野川市、吉野川市美郷商工会	徳島県	財務省
0700010	醸造酒の製造免許に係る要件緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(果実酒、その他の醸造酒は6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。	吉野川市美郷地区において、農業者が自らの地域にある山野草、山菜、木の芽を使用した醸造酒の製造許可を取得するため酒税法第7条第2項の酒類製造免許取得要件製造数量の緩和を要望する。	高齢化と過疎化が進む美郷地区には、昔から受け継いだ薬草の知識など深い経験とノウハウが蓄積されている。 本会は、地域資源を活用し、特産品の販売や交流人口増加による地域所得を増やすシステムの構築に取り組むため、平成19年度中小企業庁の補助を受け「美郷薬草の郷土産物」と銘打って、健康をテーマに、美郷地区に自生している山野草、山菜、木の芽などを活用した商品などを開発し、自然体験などをあわせたヘルスツーリズムに取り組んでいる。 事業の中で、崇城大学薬学部村上教授の指導を受け、くたみ、アケビ、サルナシ、桑、タンポポなどを使用した商品として醸造酒の取り組みを考えております。そのような醸造酒は、ヘルスツーリズムを取り組む上で、今後もっとも有効な高付加価値の健康商品となり、高齢者のノウハウを生かした特産品としてなりうる。	C		酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 なお、果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、税制改正の問題として検討していきたい。		10620	吉野川市、吉野川市美郷商工会	徳島県	財務省

07 財務省(特区第12次 検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
0700010	酒類の製造免許の要件緩和	酒税法第7条第1項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(リキュールは6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。	梅生産農家が、自ら生産した梅を原料として梅酒(リキュール類)を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準(リキュール類の場合、年間6キロリットル)を適用しないこととし、酒類製造免許を受けることを可能とする。	福井県若狭町は、約170年の歴史を誇る福井梅の産地である。この地域で生産された梅を使用して、県内外の酒造事業所において梅酒が製造されているが、地域の特産物として、この地域でしか味わえないものにするためには、梅生産農家による自らの梅酒製造が必要である。しかしながら、酒税法第7条第2項により梅酒(リキュール類)の酒類製造免許取得要件が年間最低製造数量基準が6キロリットルとされているため、少量しか生産できない梅生産農家の酒造免許の取得は不可能である。そこで、梅酒製造を希望する梅生産農家は、この最低製造数量基準を適用せず酒造免許を受けることを可能とすることで、梅生産農家が、自ら栽培した梅を原料として独自の商品として、梅酒を製造・提供できるようになり、都市と農村交流の活性化が図られることになる。	C		酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 なお、果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、税制改正の問題として検討していきたい。		1096010	福井県、若狭町	福井県	財務省
0700010	特定農業者によるリキュールの製造事業	酒税法第7条第1項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(リキュールは6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。	みかん生産農家が、自ら生産したみかんを原料としてみかん酒(リキュール)を製造する場合、免許を受けた後1年間に製造しようとする見込み数量が6キロリットルに満たない場合でも、酒類製造免許を受けることを可能とする。	平成18年7月に浜松市と合併した旧引佐町・旧細江町・旧三ヶ日町は、全国でも有数のみかん産地である。現在、これらの地域では、地産地消を進めてみかんの消費量を拡大するため、みかんを用いた様々な取組を行っている。その一つに、地元酒造メーカーを中心として、みかんを用いたリキュールを試験的に製造しているが、酒造メーカーが採算ベースにのせるには、今しばらく研究が必要であり、実現には時間がかかると見込まれている。一方、みかん農家においては、摘果や形が悪くて出荷できないみかんがあり、現在二束三文で売却又は廃棄等している。これらの利用を模索している中で、リキュールの製造による新たな地域の特産品づくりを着想、もともと商品価値の低いものなので、小規模で生産するには赤字・黒字を考えるとではない。しかしながら、酒税法第7条第2項の規定によると、リキュールの酒類製造免許取得要件が免許を受けた後1年間に製造しようとする見込み数量が6キロリットル以上とされているため、少量しか生産できないみかん農家は、酒造免許を取得できないこととなっている。そこで、みかんを用いたリキュールの製造を希望するみかん生産農家には、この最低製造数量基準に満たない場合でも、酒造免許を受けることを可能とすることで、みかん狩り等のグリーンツーリズム等で訪れる観光客等に、みかんを用いたリキュールを提供、観光の目玉の一つとし、交流人口の拡大、地域の活性化を図る。	C		酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 なお、果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、税制改正の問題として検討していきたい。		1100030	浜松市	静岡県	財務省
0700010	特定農業者による果実酒の製造事業	酒税法第7条第1項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(果実酒は6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。	みかん生産農家が、自ら生産したみかんを原料としてみかんワイン(果実酒)を製造する場合、免許を受けた後1年間に製造しようとする見込み数量が6キロリットルに満たない場合でも、酒類製造免許を受けることを可能とする。	平成18年7月に浜松市と合併した旧引佐町・旧細江町・旧三ヶ日町は、全国でも有数のみかん産地である。現在、これらの地域では、地産地消を進め、みかんの消費量を拡大するため、みかんを用いた様々な取組を行っていることである。その一つに、地元酒造メーカーによるみかんワインの製造があげられる。現在は地元酒造メーカーによる製造のみだが、みかん狩り等のグリーンツーリズム等で訪れる観光客等をおもてなしするため、みかん生産農家においても、みかんワインを製造し、提供したいと考えている。しかしながら、酒税法第7条第2項の規定によると、果実酒の酒類製造免許取得要件が、免許を受けた後1年間に製造しようとする見込み数量が6キロリットル以上とされているため、少量しか生産できないみかん農家は、酒造免許を取得できない。そこで、みかんを用いたワインの製造を希望するみかん生産農家には、この最低製造数量基準に満たない場合でも、酒造免許を受けることを可能とすることで、みかん狩り等のグリーンツーリズム等で訪れる観光客等に、みかんを用いたワインを提供、観光の目玉の一つとし、交流人口の拡大、地域の活性化を図る。	C		酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 なお、果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、税制改正の問題として検討していきたい。		1100040	浜松市	静岡県	財務省

07 財務省(特区第12次 検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
0700200	酒類の販売免許条件の緩和	酒税法第9条第9号、第10号酒税法施行令第14条酒税法施行規則第7条の3	一般酒類小売業免許については、税務署において、酒税法第10条各号に規定する免許の拒否要件(人的要件、場所的要件、経営基礎要件、需給調整要件)に該当しないかどうかを審査し、免許付与の可否を決定することとしている。	原料を提供しかつ直売所を設けている農家が、その原料から作られたワインに限って既存の直売所で一般小売ができるようになる。期間は7月から10月までの4ヶ月間限定とする。	現在岡崎市内では約70戸の農家が生食用ぶどうの栽培を行っています。余剰ぶどうの活用策として一部をジャムやワインなどの加工用に回しています。ワインの醸造は長野県の業者へ委託し、販売は小売販売免許を持ついち三河農協が担当しています。また、ぶどう狩りの盛んな駒込地区には、シーズン中は「臨時販売所」を1箇所設置して対応しています。しかし、10数箇所ぶどう狩り園や直売所があるにもかかわらず、臨時販売所に農協の職員を置かなければならないため1箇所しか設置できない状況です。そのため、原料を提供しかつ直売所を持つ複数の農家からは「自分の栽培したぶどうからできたワインなら自らの手で売りたい」という声があがり、一般酒類小売業免許の申請を検討しました。ところが一般酒類小売業免許はコンビニや酒屋といった一般的な小売業を想定したものであり、農家にとっては負担が大きすぎるものです。そのため農家が既存の直売所で販売できるような限定免許を提案するものです。酒税法第10条9号(場所的要件)の区画割及び10号(経営基礎要件)の販売場の設置に関しては既存の状態そのまま認めるというものです。その代わり取っ酒類は各農家から提供されたぶどうから作られたワインのみとし、販売期間もぶどうシーズンのみ(7-10月)に限定するものです。加工品の販売品目を増やすことにより、ぶどう農家の経営基盤の安定につながるのと同時に、生産地が特定でき生産者の顔が見える産地地消の推進という点からも、限定免許による酒類販売免許条件の緩和を提案するものです。	D	-	酒税は、製造者を納税義務者としており、製造場から移出された時点で課税されているが、その負担は最終的に消費者に転嫁される仕組みとなっており、このため、販売代金の確実な回収と税負担の消費者への円滑な転嫁を確保する観点から、酒類販売業者についても免許制を採用している。提案では、個々の申請販売場の立地や経営の具体的状況について明らかではないが、いわゆる場所的要件については、申請販売場における申請者の営業が、他の営業主体と明確に区分されているかどうか等の観点から、販売場の区画割り、代金決済の独立性等について審査している。また、いわゆる経営基礎要件については、販売設備が不十分でないか等、経営の物的要素に欠陥がないかといった観点から、申請販売場の設置が建築基準法、都市計画法、農地法等の法令又は地方自治体の条例の規定に違反しており、店舗の除却若しくは移転を命じられている状況にないかどうか審査している。なお、臨時に販売場を設けて酒類の販売をしようとするときには、期限付酒類小売業免許を受け、酒類の販売を行うことも可能であり、その場合、申請販売場が仮設のものであっても「経営の基礎が薄弱である」とは必ずしも判断するものではないので、税務署に個別に相談されたい。		1087010	岡崎市果樹振興会	愛知県	財務省
0700300	国が移転補償で買った土地を、営利目的の民間へ無償で貸付け	国有財産法第18条	国の財産は、法律に基づき場合を除くほか、適正な対価(時価)なくして譲渡し若しくは貸し付けてはならない(財政法第9条)。行政財産は、原則として貸付けを行うことはできず、貸付けを行うことができる場合は限定されている。ただし、行政財産は、その用途、目的を妨げない限度において、使用収益を許可することができるが、使用収益の許可をする場合の対価(使用料)は、法律に特別の定めがない限り時価でなければならない(国有財産法第18条)。民間企業等が営利活動を目的とするときは無償で貸付け又は使用収益の許可を行うことはできない。	基地の騒音により国が移転補償を行って買い上げた土地を、民間企業や個人が営利活動を目的に借用を希望した場合には、無償での貸与を認める。	提案理由：三沢米軍基地の周辺には、軍用機の騒音により国の移転補償を受けて住宅が移転し、無人の国有地となった移転跡地(防衛省所属行政財産)が、市の人口分布帯を分断するように広がっており、三沢市のまちづくり上、大きな障害となっている。また移転跡地は、国においてもなんら活用方法のないまま、国が草刈等の維持管理費を負担し続けており、国民の負担となっている。しかし、もともとそこに住んでいた人は騒音を苦に移転したとはいえ、それ以外の人にとっては、移転跡地は環境は悪くとも、仮に無償で使用できるとなれば、市街地にも近いことから、跡地内で営業活動などをしようとする人もありうると思われる。活用されない土地を国で管理し続けるよりは、その一部であっても、無償で企業や個人に貸付け活用させた方が、国の負担も減り、土地の有効活用も図られることから、営利活動を行うことを目的とした民間企業や個人が無償で移転跡地の貸付を受けられるよう、特例を設けていただきたい。	C	-	構造改革特区における取り組みについては、構造改革特別区域基本方針(H19.4.27閣議決定)において、「従来型の財政措置による支援措置を講じることに期待するのではなく、「自助と自立の精神」をもって「知恵と工夫の競争」を行うことにより、地域の特性に応じた特区構想を立案することが期待される」とされているところ。これに対し、本提案は、民間企業の営利活動に対し無償で貸し付けること、民間企業の営利活動に対し補助金を交付することと同じことであり、おおよそあり得ないこと。新たな無償貸付対象の追加という従来型の財政措置による支援措置を求めるものであること。「自助と自立の精神」をもって「知恵と工夫の競争」を行う性質のものではないこと、検討対象となり得ないものである。また、基地の騒音を理由として国が土地を買い上げる場合、当該土地は防衛省所管の行政財産となり、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の適用を受けることとなるが(同法の所管は防衛省)、同法においても民間企業等は無償使用の対象となっていない。		10400010	三沢市	青森県	財務省 防衛省
0700400	港湾における貿易関係行政機関による民間事業者の行う貿易関係業務の簡素化、迅速化		貨物を輸入しようとする者は、関税法第67条の規定に基づき、税関長に申告し、必要な検査を経て、その許可を受けなければならないこととされている。また、食品検査所、動物検査所及び植物防疫所においては、それぞれの所管する法律の規定により必要とされる検査が実施されている。	各港湾の貿易にかかる各府省システムについて「府省共通ポータル」化への取り組みがなされているが、貿易サービスの高度化のためには、現地における各種検査業務等も併せてポータル化(窓口一元化)を構築する必要がある。このためには、貿易関係の現地検査業務等の窓口一元化が可能となるよう各関係省庁の設置法を緩和すべきである。	下関港は、朝鮮半島や中国との近接性から、貿易のスピードを要求する貨物が集まる港湾である。このような港湾となるに当たり、税関など貿易に関する業務を行う関係官庁にも多大なご協力をいただき、下関港は、円滑な貿易の基盤となってきたが、東アジアの経済発展に伴い、貿易スピードの向上に対する要求は、下関港においても増加していく傾向にあり、貿易にかかる諸業務を円滑に行うことが、ますます重要となってきた。わが国の貿易にかかる手続きは、それぞれ所管の省庁が多く関与していることに特徴があり、手続きの煩雑になっているとの指摘がある。これについては、税関を中心とした積極的な取り組みにより、平成20年10月に、「次世代シングルウィンドウ」(府省共通ポータル)として、貿易にかかる各府省庁のシステムが調和し、各種ドキュメントの電子化が促進され、迅速化が期待される。しかし、港湾における手続きの簡素化等は図れるが、一方で、この申請手続きに伴い現地で行われる貿易にかかる各種検査業務等についてはポータル化されないため、煩雑性は引き続き残ることとなる。これらを解消するためには、植物検査、食品検査、税関等の現地検査業務等もポータル化(窓口一元化)を行う必要がある。これにより、申請手続きの簡素化に伴って現地検査業務等も窓口一元化されれば、さらなる簡素化、通関スピードの向上及び民間事業者の負担軽減等が図れる。	C	-	税関においては、輸入申告された貨物の検査を実施する際に、輸入者等から食品検査所や動植物検査所が行う検査と税関による検査を併せて行うよう要請があったことには、下関港に限らず、これらの関係省庁と連携し、可能な限りその要請に応え、通関時間の短縮を図ってきているところである。また、税関の多くは、食品検査所等の関係当局と近接、又は同じ庁舎内に設置しているところである。今後とも、税関における検査体制等を助成しつつ、輸入者の負担軽減、利便性の向上等の観点から、引き続き関係省庁と連携のうえ適切に対応してまいりたい。		10540010	下関市	山口県	財務省 厚生労働省 農林水産省